

国民年金保険料の 学生納付特例制度

和歌山西年金事務所
健康推進課国保年金係 ⑦番窓口
Tel 073-447-1660 (代表)
Tel 05-3008

前年度から継続して学生納付特例を希望する場合、4月以降に令和5年度分の申請が必要となります。日本年金機構から申請ハガキが送付されますので、必要事項を記入のうえ返送してください。継続申請の場合、学生証等の添付は不要です。
また、学生納付特例を希望し、日本年金機構からの申請ハガキをお持ちでない場合（学校が変更となる、在学予定が延びた等）は、左記書類をご持参のうえ、和歌山西年金事務所または湯浅町役場へ申請にお越しください。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・在学証明書または学生証
- ・有効期限が切れていないもの

なお、引き続き学生の方で、令和5年度から保険料の納付を希望される場合は、ハガキは返送せず和歌山西年金事務所までご連絡ください。

国民健康保険からのお知らせ

健康推進課国保年金係 ⑦番窓口 Tel 65-3008

こんなときは必ず届出をお願いします

- 職場の健康保険などに加入したとき
届出には職場の健康保険証と国保の保険証の両方が必要です。
- 職場の健康保険などをやめたとき
届出には脱退証明書または喪失証明書が必要です。※離職票とは異なります。
- 保険証を紛失または破損されたとき
再発行の手続きには、本人確認資料（マイナンバーカード・免許証等）が必要です。
- 交通事故等によるケガで国保を使って病院にかかるとき
健康推進課国保年金係にお問い合わせください。

出産育児一時金が引き上げられます

令和5年4月より、一児当たりへの支給総額が42万円から50万円に引き上げられます。

予約制 出張年金相談をご利用ください

和歌山西年金事務所 Tel 073-447-1660 (代表)

出張年金相談のメリット

役場で受け付けできない書類の提出ができる

厚生年金に加入していた方や、第3号被保険者期間のある方の年金請求、遺族厚生年金の請求など、役場を経由しない請求等の提出ができます。年金の請求には、それぞれの年金加入状況より添付書類が変わりますので、予約時にご確認ください。

将来の年金受給見込額試算ができる

年金の受取額は、年金加入状況や繰上・繰下請求等によって変わります。見込額試算には年金事務所への来訪、ねんきんネットを利用する方法などがありますが、この機会に将来の生活設計の参考に確認してみたいかがでしょうか。なお、見込額試算は、50歳以上の方に限られます。

個別の年金加入状況に応じた年金相談が受けられる

年金は、加入状況や納付状況、生年月日など、さまざまな条件が組み合わさった仕組みです。出張年金相談では、日本年金機構の保有する年金加入状況を元に、個別の事例に応じた相談が受けられます。

次回の出張年金相談

事前予約制です。お電話で予約のうえご利用ください。

- 日時 6月1日(水) 10時～15時
- 場所 湯浅町役場1階 多目的室
- 予約 和歌山西年金事務所 お客様相談室

Tel 073-447-1660 (平日 8時30分～17時15分)

※役場では予約受付を行っておりません。
※予約時に、基礎年金番号や相談内容について確認します。
※本人以外の方がお越しになる場合は、委任状が必要になる場合がありますので、予約時にご確認ください。
※主に年金給付に関する相談のみとなります。
※国民年金保険料の徴収、厚生年金適用関係の届書の受理等は行えません。

国民年金加入には 届出が必要です

和歌山西年金事務所
健康推進課国保年金係 ⑦番窓口
Tel 073-447-1660 (代表)
Tel 05-3008

会社を退職したことにより厚生年金などの被保険者でなくなったときや、配偶者の扶養でなくなったときは、届出が必要です。届出忘れにより未納期間が発生すると年金受給や万が一の障がいや死亡による障害年金や、遺族年金の受給ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。
なお、引き続き厚生年金などの被保険者や被保険者の配偶者として扶養される場合、届出は不要です。（1日でも未加入期間が発生する場合、国民年金への加入が必要です。）

また、納付が困難な場合は、免除や納付特例の制度が利用できることがあります。
※全員が対象ではありませんのでご注意ください。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・脱退証明書（資格喪失日（認定解除日）がわかるもの）
- ・離職票（免除制度の利用に必要な場合があります）

国民年金保険料が スマートフォンアプリで 納付できます

和歌山西年金事務所
Tel 073-447-1660 (代表)

令和5年2月20日から、従来の現金・口座振替・クレジットカード・ペイジー等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子決済での納付ができるようになりましたので、ぜひご利用ください。

▼対応決済アプリ

- ・ au PAY
- ・ d払い
- ・ Pay B
- ・ Pay Pay

▼ご利用方法

納付書に記載のバーコードを各アプリで読み取り、決済を完了してください。

